

今日は、ご質問に対する返答です

「復習と予習について、どのようなバランスで学習すればよいでしょうか」
という内容の学習法に関するご質問です。

ズバリ復習が重要です。

復習は、1回だけではなく、何回も何回も繰り返すことが重要です。

復習となると構えてしまいがちですが、構える必要はありません。

キーワードを拾い読みするだけで十分です。

もちろん理解できない箇所を考えながら読むことも必要ですが、復習に関しては、記憶の保持を優先して、とにかく接触頻度を上げることを最優先で学習していきます。

受験生の中には、1科目を深く集中的に学習する方もいますが、深く学習しても忘れるものは忘れてしまいます。

深く学習することも重要ですが、浅くても繰り返すことも重要です。

例えば、労働基準法の年次有給休暇であれば、
条文のゴシック体や赤字（あるいはマーカー等）の箇所を拾い読みします。

法39条1項

使用者は、雇入れの日から起算して6カ月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、**継続し、又は分割した10労働日**の有給休暇を与えなければならない。

- 6カ月間継続勤務
- 全労働日の8割以上
- 継続し、又は分割した10労働日

条文以外であれば、

- 出勤率の計算式
 - 全労働日から除外するもの
 - 年休の法的効力…労働者の当然の権利
 - 年休は自由に使用できる。
 - 年休の付与日数
 - 比例付与の数字
 - 時間単位年休…労使協定、1年に5労働が限度
- 等々を拾い読みします。

全部を読む必要は、ありません。

キーワード、数字を拾い読みします。

テキスト3、4ページであれば、10分もあれば拾い読みできます。

構えてしまうと「十分に時間を掛けて」となりますが、

復習の目的は、「記憶の保持」

そのためには、接触頻度を上げていく。

これだけです。

構えて復習しない方法としては、

「スマホのタイマーを20分にして、労働基準法を拾い読みする。」

これだけで十分です。



繰り返しになりますが、

10月は労基法

11月は安衛法、労災

12月は雇用保険、徴収法

1月は労1、健康保険法

2月は国民年金

3月は厚生年金、社1

というスケジュールで、科目集中型で学習した場合、4月になって初めて復習して、覚えたはずの労基法が頭に残っていないことに猛烈な焦りを感じます。

上記のスケジュールであれば、10月に学習する労基法であれば、労基法の中で遡って拾い読み復習をする。

11月は、同じく安衛法の学習をしながら、労基法を拾い読みし、安衛法も遡って拾い読みをする。

これを繰り返します。

冒頭のご質問に戻りますが、

社労士の試験範囲は広く、理解する箇所、覚える項目、数字が多い資格試験です。

そのためにも、常に復習することを心掛けて学習することが重要です。